

近ト協 第55号
令和6年11月20日

近畿各府県トラック協会長 殿

一般社団法人近畿トラック協会
会長 平島 竜二

故崇仁親王妃御喪儀の当日における弔意表明について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、近畿運輸局より標記文書が送付されてまいりました。

つきましては、貴協会におきまして対処方よろしくお願い申し上げます。

令和6年11月20日

各関係機関・団体 ご担当者 様

近畿運輸局総務部総務課

故崇仁親王妃御喪儀の当日における弔意表明について

標記について、令和6年11月20日付け国官総第191号をもって国土交通省大臣官房長より通知がありましたので、この旨了知されるとともに傘下会員等に対し周知方
よろしくお取り計らい願います。

【連絡先】

近畿運輸局総務部総務課

〒540-8558

大阪府中央区大手前4丁目1-76

大阪合同庁舎第4号館

TEL：06-6949-6404

E-mail：kkt-kinki-soumu@ki.mlit.go.jp



国官総第191号
令和6年11月20日

本省局長等 殿
地方局長等 殿
独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

故崇仁親王妃御喪儀の当日における弔意表明について

標記について、別添のとおり内閣官房長官より通知がございましたので通知いたします。また、貴所属職員、関係機関・団体等に対し周知願います。





内閣閣第 179 号
令和 6 年 11 月 15 日

国土交通事務次官 殿

内閣官房長官

故崇仁親王妃御喪儀の当日における弔意表明について

標記について、別添のとおり決定したので、通知します。
なお、貴管下の関係機関に対してもしかるべく御配慮願います。

故崇仁親王妃御喪儀の当日における弔意表明について

〔令和6年11月15日〕
〔内閣官房長官決定〕

故崇仁親王妃御喪儀の当日（令和6年11月26日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

1 各府省においては、弔旗を掲揚すること。

なお、弔旗掲揚については、大正元年閣令第1号に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

2 各府省は、前項と同様の方法により哀悼の意を表するよう各公署等に対し、協力方を要請すること。